

## 天童市告示第4号

令和5年度天童市特定教育・保育施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月9日

天童市長 山本信治

### 令和5年度天童市特定教育・保育施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格及び物価が高騰する状況で、第3条に規定する支援金交付対象施設が良質な保育サービスの提供を継続することを支援するため、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該支援金交付対象施設に対し、特定教育・保育施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。
- (4) 幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置している幼稚園をいう。
- (5) 届出保育施設 法第59条の2第1項に規定する施設をいう。
- (6) 放課後児童クラブ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施する施設をいう。

(支援金交付対象施設)

第3条 支援金の交付の対象となる施設（以下「支援金交付対象施設」という。）は、市内に所在する認定こども園、保育所、地域型保育事業所、幼稚園、届出保育施設又は放課後児童クラブに該当する施設とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 認定こども園、保育所、地域型保育事業所、幼稚園及び届出保育施設 次のアからウまでに掲げる利用定員に応じ、当該アからウまでに定める額以内の額とする。

ア 利用定員50人以下 160,000円

イ 利用定員51人から100人まで 320,000円

ウ 利用定員101人以上 480,000円

(2) 放課後児童クラブ 次のアからウまでに掲げる利用定員に応じ、当該アからウまでに定める額以内の額とする。

ア 利用定員50人以下 120,000円

イ 利用定員51人から100人まで 240,000円

ウ 利用定員101人以上 360,000円

(支援金の交付申請)

第5条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の概要(別記様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、前条に規定する補助金等の交付申請書の提出をもってこれに代えることができる。

(書類の提出)

第7条 この支援金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

(帳簿等の保管)

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和6年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。